

## 【台湾】ストーキングハラスメント防止法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2021年12月1日に公布されたストーキングハラスメント防止法は、性や性別に関わる各種ストーカー行為を処罰対象に定め、裁判所による被害者保護命令等の規定を整備した。

### 1 背景と経緯

台湾のストーカー被害者数は毎年約8,000人に及ぶ。その約8割が女性であり、明確な性差があると指摘される<sup>1</sup>。現行の社会秩序維持法<sup>2</sup>やセクシャルハラスメント防止法<sup>3</sup>等にはストーカー行為について十分な規定がないことから、ストーカー対策立法の制定が提案されていた。2018年以降、女性団体からの意見聴取等も踏まえ、立法院で法案が審議され<sup>4</sup>、2021年11月19日の第3読会での採決の結果、与党民進党の修正案に基づいて、ストーキングハラスメント防止法が制定された<sup>5</sup>。同法は、2021年12月1日に公布され（總統令華総一義字第11000108131号）、同法第23条の規定により、公布の6か月後の2022年6月1日に施行される<sup>6</sup>。また、同年3月18日には同法の施行細則も制定され、同年6月1日に施行される<sup>7</sup>。

### 2 概要

#### (1) 目的等

個人の心身の安全、行動の自由等を保護し、ストーカー行為による侵害を受けず、個人の人格の尊厳を保護するため、この法律を制定する（第1条）。主管機関は、中央は内政部（部は日本の省に相当）とし、（地方の）直轄市・市・県は各地方政府とする（第2条）。

#### (2) 定義

ストーカー行為とは、人・車両・道具・設備・電気通信・ネットワーク等を用いた方法により、特定の人に対し、その意思に反し、かつ性又は性別に関する①行動の監視、つきまとい等、②待ち伏せ、尾行等による当該人の住所等への接近、③威嚇、罵倒等の言動、④電話、ネットワーク等による干渉、⑤面会、連絡等の要求、⑥文字、画像等の送付、⑦名誉を害する情報・物品の提示、⑧当該人のデータを乱用した物品・サービス購入等の行為<sup>8</sup>の反復又は継続により、

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年4月5日である。

<sup>1</sup> 『立法院公報』第110巻第112期，2021.12.20，pp.40-45。<[https://lci.ly.gov.tw/LyLCEW/communique1/final/pdf/110/112/LCIDC01\\_11011201.pdf](https://lci.ly.gov.tw/LyLCEW/communique1/final/pdf/110/112/LCIDC01_11011201.pdf)>

<sup>2</sup> 「社会秩序維護法」全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0080067>> 2021年5月26日改正（總統令華総一義字第11000048901号）

<sup>3</sup> 「性騷擾防治法」全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0050074>> 2009年1月23日改正（總統令華総一義字第09800015961号）

<sup>4</sup> 「行政院會通過「糾纏行為防制法」草案」2018.4.19. 行政院 <<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/51450566-1d51-40ec-a9c2-d1a484d24a8b>>

<sup>5</sup> 『立法院公報』第110巻第112期 前掲注(1)，pp.411-461。

<sup>6</sup> 「跟蹤騷擾防制法」立法院法律系統 <<https://lis.ly.gov.tw/lcggi/tspdf2?7575:2-9I>>

<sup>7</sup> 「跟蹤騷擾防制法施行細則」全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0080213>> 2022年3月18日公布（内政部台内警字第11108710532号令）

<sup>8</sup> ストーカー行為を性や性別に関わるものに限定する与党提案に対し、野党は反対したが、立法院の過半数を占める与党の賛成多数により可決された。『立法院公報』第110巻第112期 前掲注(1)，pp.411-461。

恐怖心を生じさせ、その日常生活又は社会活動に影響を及ぼし得るものをいう（第3条）。

### (3) 警告

警察機関は、被害者に行使できる権利等を伝え、犯罪の疑いのあるストーカー行為者（以下「行為者」）に書面で警告し、必要に応じ被害者保護措置を講ずるものとする。行為者又は被害者が警察機関の措置に不服のあるときは、処分決定の通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てることができる。警察機関は、異議に正当な理由を認めたときは、直ちに訂正し、認めないときは、5日以内に書面で上級機関に理由を報告しなければならない（第4条）。

### (4) 保護命令

行為者が警告を受けてから2年以内にストーカー行為をしたときは、被害者は法院(裁判所)に保護命令を申請することができる。検察官又は警察機関は、職権に基づき保護命令を申請できる（第5条）。保護命令の申請は、書面で行うものとする。法院が被害者の住所を調べるときは、秘密の方法で行い、記録等は密封して、閲覧を禁じなければならない（第6条）。法院は申請書を受理した後、申請者に対し、期限を付して書面により又は所定の期日に、特定の事項についての陳述を命じることができるほか、申請書の写しを相手方に送付し、期限を付して意見の陳述を命じなければならない（第9条）。

保護命令の審理は非公開とする。法院は、申請の受理後直ちに審理手続を行わなければならない。被害者の個人情報等を保有する者は、秘密を保持し、警察は被害者保護の安全措置を講じなければならない。行政機関等が公開する文書では、被害者の情報及び個人を特定できる情報を公開してはならない（第10条）。法院は、審理の終了後、ストーカー行為の事実を認定し、必要を認めたとき、相手方による被害者への接近禁止、被害者の戸籍閲覧の禁止等の内容を含む保護命令を発出しなければならない（第12条）。保護命令の有効期間は最大で2年とし、有効期間内に、法院は、被害者等の申請又は職権により、保護命令を取り消し、変更し、又は延長することができる。延長期間は、毎回2年以内とする（第13条）。

法院は、保護命令の発出後24時間以内に、被害者、申請者、相手方、裁定内容に指定する者及び執行機関に命令を送付しなければならない（第14条）。保護命令の裁定に関して、抗告を行うことができるが、抗告中も執行を停止しない（第15条）。被害者、申請者、相手方は、保護命令の執行方法、プロセス等について、執行機関に異議を申し立てることができる。執行機関は、異議に正当な理由があると認めたときは、その執行を停止し、執行した行為を撤回し、又は訂正しなければならない。理由がないときは、保護命令を発出した法院に10日以内に意見を送付して裁定を受けなければならない。法院の裁定に抗告を行うことはできない（第16条）。

### (5) 罰則

行為者には、1年以下の懲役、拘留又は10万台湾ドル<sup>9</sup>以下の科料を科し、又は併科する（親告罪）。凶器等の危険物を携帯する行為者には、5年以下の懲役、拘留又は50万台湾ドル以下の科料を科し、又は併科する（第18条）。保護命令に違反した者には、3年以下の懲役、拘留又は30万台湾ドル以下の科料を科し、又は併科する（第19条）。これらの審理案件は公開しない（第20条）。裁判官の尋問後、第18条第2項（凶器携帯）又は第19条の罪で重大容疑があり、反復実行の恐れがあると認められる事実があつて、拘禁の必要を認める場合、行為者を拘禁することができる（第21条）。

<sup>9</sup> 1台湾ドルは約4.15円（令和4年3月報告省令レート）。